

みだしのことについて、読谷村立幼稚園では令和9年度新入園児募集を下記のとおり行います。入園を希望する幼児の保護者は、小学校通学区域の幼稚園で手続きをするようご案内いたします。

## 記

1. 受付場所 … 各幼稚園（先に郵送した通知書に記入されています。）
2. 入園資格 … 令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
3. 就園区域 … 原則として小学校の通学区域とします。



※下記の必要な書類が漏れていないかご確認をお願いします

| 対 象                                                      | 必 要 な 書 類                                                                                                                                             | チェック欄                    |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 全 世 帯                                                    | 先に郵送した通知書「令和9年度 読谷村立幼稚園<br>5歳児入園について（募集）」（はがき）                                                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 全 世 帯                                                    | 同封の「読谷村立幼稚園 入園願書」                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 全 世 帯                                                    | 同封の「教育・保育給付認定申請書」                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 全 世 帯                                                    | 一時預かり保育申請書<br>一時預かり保育に係る同意書<br>※ <u>利用希望有無に関わらず提出して下さい。</u>                                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| 就労世帯                                                     | 就労証明書(就労している保護者の分)<br>※保育所等の入所申し込みで提出済みの場合は、<br>写しでも可                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 令和8年1月2<br>日以降読谷村に<br>転入した方<br>または<br>保護者の一方が<br>村外在住の場合 | ① 本人確認できる書類<br>・運転免許証やパスポート等<br>② マイナンバーが確認できる書類<br>・マイナンバーカード・マイナンバー通知カード<br>・個人番号記載の住民票の写し<br>※①②（両親の分）を「個人番号（マイナンバー）貼付<br>書類」に貼り付け、園に備え付けの封筒に入れて提出 | <input type="checkbox"/> |
| 母子・父子世帯                                                  | いずれかひとつ<br>・児童扶養手当証書の写し<br>・母子父子家庭等医療費受給者証の写し<br>・婚姻していないことがわかる父（母）の戸籍謄本<br>※ひとり親であっても同居人がおり、事実婚とみなされる場合は、ひ<br>とり親世帯とはなりません                           | <input type="checkbox"/> |
| 生活保護受給<br>世帯                                             | 被保護証明書（中部福祉保健所で発行）<br>※世帯全員が記載されているもの                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 在宅障がい児<br>（者）が<br>同世帯にいる<br>場合                           | いずれかひとつ<br>・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し<br>・精神障害者保健福祉手帳の写し<br>・特別児童扶養手当証書のいずれかの写し                                                                             | <input type="checkbox"/> |
| 外国籍の方                                                    | 2025年1月から12月の収入が分かる書類（W2等）                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> |

5. 一時預かり保育料（午後の預かり保育）については、基本的に有料となります（原則として、**□座振替**とする）。ただし、「保育の必要性の認定」を受けたお子様については、午前の教育時間の利用料（保育料）に加え、午後の預かり保育の利用料(保育料)が無償化の対象となります。

※幼児教育・保育の無償化については、**【令和9年度 幼児教育・保育の無償化申請案内】パンフレット**をご確認下さい。

6. 一時預かり保育については、P.3 の「読谷村立幼稚園一時預かり保育について(お知らせ)」をご確認下さい。緊急時等の利用に対応する為、申請書は利用希望の有無に関わらず、全世帯提出してください。申請内容を確認後、利用についてお知らせします。
7. 保護者の都合（共働き等）により指定された園と違う幼稚園に通わせたい(就園変更)場合、手続きが必要になりますので 10 月5日（月）までに学校指導課まで必ずご連絡ください（理由によっては変更できない場合もあります）。

#### 【公立幼稚園の認定こども園移行について】

読谷村では、公立幼稚園の認定こども園移行を順次進めており、令和8年度に喜名幼稚園が「喜名こども園」へ移行しました。古堅南幼稚園と渡慶次幼稚園についても、令和 10 年4月と令和 12 年4月の開所に向けて、それぞれ公私連携型、幼保連携型認定こども園への移行作業を進めていきます。（移行順序は令和9年3月を目途に決定しますので、詳細が決まりましたら村広報誌やホームページでお知らせします）

また、古堅幼稚園と村立南保育所については、両園を統合した公立認定こども園（分園型）として令和 10 年4月開所に向けて移行作業を進めていきます。

#### ◆お問い合わせ先◆

（書類等に関すること）こども未来課 保育所幼稚園係  
（就園変更に関すること）読谷村教育委員会 学校指導課

TEL 982-9240

TEL 982-9230



# 読谷村立幼稚園一時預かり保育について（お知らせ）

村立幼稚園では、村立幼稚園に在園する園児を対象に幼稚園教育時間の終了後や長期休業中に一時預かり保育を実施し、保護者の子育て支援を行っています。

## 1) 一時預かり保育の実施日及び時間

(1) 一時預かり保育実施日：入園式の翌日 ～令和 10 年 3 月 28 日まで

(2) 実施時間：①月曜日～金曜日：幼稚園終了時間 ～ 午後 6 時まで

②夏季・冬季・春季休業中：午前 7 時 30 分 ～午後 6 時まで

※実施時間については、見直しの検討を行っています。

詳細については、決定後改めてお知らせいたします。

(3) 一時預かり保育の休業日

①国民の祝日に関する法律に規定する日／②土曜日及び日曜日

③慰霊の日（6 月 23 日）／④年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

⑤前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は園長が特に必要と認めあらかじめ教育長の承認を得た日

## 2) 対象園児（受入基準）

読谷村立幼稚園に在園する園児の保護者等が以下のいずれかに該当する場合に行うものとする。

①就労又は就学をしている場合／②出産又は病気等による場合／③事故又は災害の場合

④家族の看病、看護又は介護をすることとなった場合／⑤保護者等の育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする場合

⑥冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により緊急又は臨時的に保育を必要と認める場合

⑦その他、教育長が一時預かり保育を必要と認める場合

## 3) 保育料・納付方法など

(1) 保育料：以下表のとおり

※一時預かり保育料の無償の対象となるためには、読谷村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

| 階層区分   |                             | 推定<br>年収    | 一時預かり保育料<br>(8 月を除く月) |          | 一時預かり保育料<br>(8 月分) |          |
|--------|-----------------------------|-------------|-----------------------|----------|--------------------|----------|
|        |                             |             | 月上限額                  | 日額       | 月上限額               | 日額       |
| 第 1 階層 | 生活保護世帯                      | —           | 0 円                   | 0 円      | 0 円                | 0 円      |
| 第 2 階層 | 市町村民税非課税世帯<br>(所得割非課税世帯を含む) | ～ 270<br>万円 | 3,000<br>円            | 200<br>円 | 6,000<br>円         | 400<br>円 |
| 第 3 階層 | 市町村民税所得割課税額<br>77,100 円以下   | ～ 360<br>万円 | 5,500<br>円            | 300<br>円 | 9,000<br>円         | 450<br>円 |
| 第 4 階層 | 市町村民税所得割課税額<br>211,200 円以下  | ～ 680<br>万円 |                       |          |                    |          |
| 第 5 階層 | 市町村民税所得割課税額<br>211,200 円以上  | 680 万<br>～  |                       |          |                    |          |

- (2) 納付方法：当月の利用日数に応じて翌月の末日に（翌月末日が金融機関の休業日に当たるときは、その日の後において最も近い休業日以外の日）口座振替になります。
- (3) 保育料の減額又は免除：当該保育料の納付義務者が疾病にかかり、又は災害により著しい損害を受け保育料の納付が困難になったとき、その他村長が特別の理由があると認めたときに限り、保育料の減免又は免除を受けることができます。

※臨時一時預かり保育料は、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により緊急又は臨時的に保育を必要とする場合に利用することができます。（ただし、昼食・おやつは持参となり、保育料は翌月の末日に納付書にてお支払いになります。また、日額の保育料の合計が月額保育料を超えた場合は、月額の保育料を徴収します。）

#### 4) 昼食及びおやつについて

- (1) 昼食は弁当持参又は、ケータリング会社の給食を利用することができます。給食費は、保育料とは別に各園で徴収します。
- (2) おやつ代として月額 1,500 円を保育料とは別に各園で徴収します。

#### 5) 一時預かり保育の申込み及び中止の手続き

- (1) 利用申し込み  
一時預かり保育申請書（様式第 1 号）に必要とする書類（同意書）を添えて、入園予定の  
村立幼稚園へ提出ください。
- (2) 一時預かり保育の中止  
一時預かり保育を中止する場合は、預かり保育を停止する **7 日前まで**にこども未来課へ中止届けを提出ください。夏休み期間等の一定の期間利用しない場合、中止届の提出は必要ありません。

#### 6) 一時預かり保育の利用決定について

一時預かり保育の申し込みがあったとき、受け入れの可否を一時預かり保育決定通知書により通知します。（3 月予定）

#### 7) 登降園及び欠席について

- (1) 園児の迎えは**原則、保護者が行い**、記録簿に氏名、時間を必ず記入することとしています。但し、やむを得ない場合のみ保護者責任のもと依頼された大人が行い、その場合は必ず幼稚園へ事前連絡を入れてください。
- (2) 夏季・冬季・春季休業期間中の登降園の送迎は**原則、保護者が行い**、記録簿に氏名、時間を必ず記入することとしています。但し、やむを得ない場合のみ保護者責任のもと依頼された大人が行い、その場合は必ず幼稚園へ事前連絡を入れてください。
- (3) 欠席させる場合は、幼稚園へ早めに連絡してください。
- (4) 習い事の送迎については、保護者責任のもとに行ってください。

#### 8) その他

- (1) 一時預かり保育の場所：各園で指定する場所で保育を行います。
- (2) 教育活動：日々の教育活動は、幼稚園教育の目標を踏まえ各園で計画し、実施します。
- (3) 一時預かり保育に係る体制：一時預かり保育専任の教諭と幼稚園教諭とで連携し、指導に当たります。
- (4) 持ち物など：一時預かり保育に関する持ち物については、各園から連絡します。  
※着替え・タオル等
- (5) 投棄については、原則として行いません。

令和 〇▲ 年 〇▲ 月 〇▲ 日

読谷村教育委員会教育長 殿

保護者名 読谷 太郎

一時預かり保育申請書

読谷村立幼稚園一時預かり保育の運営に関する規則第7条の規定により一時預かり保育を下記のとおり申請します。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                  |         |              |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------|
| 幼稚園名               | 読谷村立 <b>読谷</b> 幼稚園                                                                                                                                                                                                               |         |              |
| ふりがな<br>幼児名        | <b>よみたん</b> <b>べにまる</b><br><b>読谷 紅丸</b>                                                                                                                                                                                          | 生 年 月 日 | 令和〇▲年〇▲月〇▲日生 |
| 現住所                | <b>座喜味2901番地1</b><br><b>〇▲アパート 〇▲号室</b>                                                                                                                                                                                          | 保 護 者 名 | <b>読谷 太郎</b> |
| 連絡先                | 幼児との関係 ( <b>父</b> ) 携 帯 ( <b>000-0000-0000</b> )<br>職場電話 ( <b>000-0000</b> ) 職 場 名 ( <b>〇▲会社</b> )                                                                                                                               |         |              |
|                    | 幼児との関係 ( <b>母</b> ) 携 帯 ( <b>000-0000-0001</b> )<br>職場電話 ( <b>000-0001</b> ) 職 場 名 ( <b>〇▲会社</b> )                                                                                                                               |         |              |
| 一時預かり保育<br>希望期間    | <b>令和9年4月6日 ~ 令和10年3月28日</b><br><b>↑ 午後の預かり保育は令和9年4月6日～令和10年3月28日が実施期間</b>                                                                                                                                                       |         |              |
| 臨時の<br>育希望期間       | 臨時預かりの項目ですので、月単位での預かりを希望する方はこの欄の記入は不要です。<br>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日                                                                                                                                                                  |         |              |
| 一時預かり保育を<br>希望する理由 | <div>① 就労又は就学をしている</div> <div>② 出産又は病気等</div> <div>③ 事故又は災害にあった</div> <div>④ 家族の看病、看護又は介護をすることになった</div> <div>⑤ 育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減</div> <div>⑥ 冠婚葬祭等（緊急又は臨時的に保育が必要になった）</div> <div>⑦ その他、教育長が一時預かり保育を認める場合</div> <div>( )</div> |         |              |

※職種名でなく会社名を記入

<教育委員会が記入する欄>

| 一時預かり保育受付日   | 年   | 月 | 日             |
|--------------|-----|---|---------------|
| 保育料（日額）      | 0 円 | / | 200 円 / 300 円 |
| 保育料（8 月分）    | 0 円 | / | 400 円 / 450 円 |
| 臨時の保育料（日額）   | 0 円 | / | 200 円 / 300 円 |
| 臨時の保育料（8 月分） | 0 円 | / | 400 円 / 450 円 |

# 一時預かり保育に係る同意書

※記入した日の記載を必ずお願いします※

令和〇▲ 年〇▲ 月〇▲ 日

読谷村立（**読谷**）幼稚園長 殿

園児氏名 **読谷 紅丸**

生年月日 令和〇▲年〇▲月〇▲日生

1. 「読谷村立幼稚園一時預かり保育について」を承諾のうえ、一時預かり保育を利用することに同意します。

2. 一時預かり保育におけるケイタリング給食を利用するにあたり、以下の事に同意します。

①ケイタリング給食を利用するにあたり、その料金を毎月決められた期日までに、確実に支払うことに同意します。  
当月分の支払いが月中にされなかった場合は、利用の停止となっても異存はありません。

②ケイタリング給食は、1 か月ごとの契約とし、毎月 10 日までに支払います。その際、欠席等で欠食になった場合でも 返金しないことに異存はありません。

③食物アレルギーがある場合は、ケイタリング給食および契約のおやつを利用することができないことに異存はありません。

④万が一、食物によるアレルギー反応が出た場合は、保護者が一切の責任を負うことに異存はありません。

住 所 **座喜味 2901 番地 1 〇▲アパート 〇▲〇号室**

園児との続柄 **母**

保護者氏名 **読谷 花子**

連絡先 (1) **000-0000-0000** (2) **000-1111-1111** (3) **000-2222-2222**

食物アレルギーについて **ない** **ある** 食品・・・**たまご**

☐ 弁当持参

弁当、おやつ持参が条件です。

☐ ケイタリング給食注文

※ ☐ は、いずれかに〇を記入する

# 令和9年度 読谷村立幼稚園保育料等について



午前の保育料はみんな無償（申請不要）！

一時預かり保育料（午後の預かり保育）が無償になるには、

**『 申請が必要 』** トン！！

詳しくは下の方を確認してトン！

## ☆ 幼児教育・保育の無償化 ☆

◆幼稚園を利用する全ての子どもたちの午前の保育料が無償化されます（申請等の必要はありません）。

◆食材料費、日用品費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

◆午前の教育と併せて、**午後の預かり保育を利用するお子様について、午後の預かり保育料が無償の対象となるためには、読谷村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

**「保育の必要性の認定」申請については、【令和9年度 幼児教育・保育の無償化申請案内】パンフレットを確認のうえ、期限内に申請して下さい。**

**申請期間：令和8年9月24日（木）～令和8年10月31日（土）**

◆「保育の必要性の認定」を受けたお子様は、午前の教育に加え、午後の預かり保育の保育料が無償化されます。

午後の預かり保育は、毎日利用する通年利用と、冠婚葬祭や急な用事等で緊急的に利用する臨時利用があります。午後の預かり利用料については、幼児が利用した各月の利用日数分とします。ただし、利用日数分の利用料が月の上限額を超えた場合は、月の上限額とします。

## 午後 一時預かり保育

| 階 層 区 分 |                             | 推定年収   | 一時預かり利用料<br>（8月を除く月） |      | 一時預かり利用料<br>（8月分） |      |
|---------|-----------------------------|--------|----------------------|------|-------------------|------|
|         |                             |        | 月の上限額                | 日額   | 月の上限額             | 日額   |
| 第1階層    | 生活保護世帯                      | -      | 0円                   | 0円   | 0円                | 0円   |
| 第2階層    | 市町村民税非課税世帯<br>（所得割非課税世帯を含む） | ～270万円 | 3,000円               | 200円 | 6,000円            | 400円 |
| 第3階層    | 市町村民税所得割課税額<br>77,100円以下    | ～360万円 | 5,500円               | 300円 | 9,000円            | 450円 |
| 第4階層    | 市町村民税所得割課税額<br>211,200円以下   | ～680万円 |                      |      |                   |      |
| 第5階層    | 市町村民税所得割課税額<br>211,201円以上   | 680万円～ |                      |      |                   |      |

※備考 8月（夏休み）は午前午後の終日保育になるため、通常月とは一時預かり保育料が異なります。

◆一時預かり保育料の切り替え時期について◆

保育料は、毎年 9 月に切り替え作業を行います。  
 村民税の賦課決定が毎年 6 月になっていることから、4～8 月は前年度分の村民税額、9～3 月は当年度分の村民税額により保育料を決定します。

|              | 4 月              | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月              | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|--------------|------------------|-----|-----|-----|-----|------------------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 保育料の<br>算定方法 | ※令和 8 年度の村民税額で算定 |     |     |     |     | ※令和 9 年度の村民税額で算定 |      |      |      |     |     |     |

読谷村で県民税が課税されている方については、公簿（課税台帳）により課税状況を確認します。

村外からの転入の場合は、提出されたマイナンバーにより情報連携を行い、課税状況を確認します。

税の修正申告等により税額が変更になった場合は、該当する月に遡り保育料の変更を行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入、充当、還付）となります。

※令和 8 年度の村民税額・・・・・・令和 7 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されます。

※令和 9 年度の村民税額・・・・・・令和 8 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されます。

